6－3－4　（略） 6－3－5　安全装置　すべての装備品等への電気回路には、再接続のできる安全装置を備えなければならない。 6－3－6　（略） 6－4～6－8　（略）	6－3－4　（略） 6－3－5　安全装置　すべての装備品への電気回路には、再接続のできる安全装置を備えなければならない。 6－3－6　（略） 6－4～6－8　（略）

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第３号様式（第５条関係） （表） （略） （裏） 航空法抜粋 （報告徴収及び立入検査） 第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。 ⑴　航空機又は装備品等の設計、製造、整備、改造又は検査をする者 ⑵～⑽　（略） ２～４　（略） （立入検査の拒否等の罪） 第158条　（略） （略）	第３号様式（第５条関係） （表） （略） （裏） 航空法抜粋 （報告徴収及び立入検査） 第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。 ⑴　航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者 ⑵～⑽　（略） ２～４　（略） （立入検査の拒否等の罪） 第158条　（略） （略）
第７号様式（附則第７条関係） （表） （略） （裏） 航空法抜粋 （報告徴収及び立入検査） 第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。 ⑴　航空機又は装備品等の設計、製造、整備、改造又は検査をする者 ⑵～⑽　（略）	第７号様式（附則第７条関係） （表） （略） （裏） 航空法抜粋 （報告徴収及び立入検査） 第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。 ⑴　航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者 ⑵～⑽　（略）